

豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定された豊川市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、豊川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第4条第1項に規定する任期において最初に召集される委員会は、市長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、または任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(召集の特例)

- 3 最初に召集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、または任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(召集の特例)

- 3 最初に召集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1)	学識経験者
(2)	豊川市連区長会の代表
	豊川市民生委員児童委員協議会の代表
	豊川市障害者（児）団体連絡協議会の代表
	豊川市社会福祉協議会の代表
	豊川市老人クラブ連合会の代表
	豊川市ボランティア連絡協議会の代表
	豊川市小中学校長会の代表（福祉安全委員）
	豊川市社会福祉施設協会の代表
	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の代表
	福祉 NPO 団体の代表（子育て関係）
	地域福祉活動推進委員会の代表
	認定特定非営利活動法人東三河後見センターの代表
	(3)
(4)	愛知県豊川保健所の代表
	豊川市社会福祉事務所の代表（福祉部長）
	豊川市社会福祉事務所の代表（子ども健康部長）